

TABUSE

広報たぶせ

Public Relations No.1042



— 『田布施ぼうさいフェスタ 2023』
～いのち育み 未来へつなぐ～ 笑顔と元気あふれる住みよいまち 田布施

7
2023

電力・ガス・食料品等『価格高騰重点支援』給付金について

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯など）に対し、1世帯あたり3万円を支給します。

■対象世帯

◇令和5年度住民税非課税世帯

令和5年6月1日時点において田布施町に住民登録がある世帯で、世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯。

※世帯全員が課税者に扶養されている世帯は対象外。

■手続きについて

対象となる可能性のある世帯に『重点支援給付金確認書』を郵送します。必要事項を記入して返送してください。

令和5年1月2日以降、田布施町に転入した人が世帯内にいる場合は、令和5年1月1日時点の市町村の課税情報を確認するため、『重点支援給付金申請書（請求書）』を送付する場合があります。

■受付場所・受付期間（郵送での提出にご協力ください）

◇専用窓口（役場1階保健室）※役場1階案内図を参照してください。

令和5年7月3日（月）～令和5年8月31日（木）

◇町民福祉課福祉係（1階④窓口）

令和5年9月1日（金）～令和5年9月29日（金）

■提出期限

令和5年9月29日（金）

■問合せ先（土日、祝日を除く）

◇電力・ガス・食料品等『価格高騰重点支援』給付金専用

☎ 25-3807（受付時間：午前9時～午後4時30分）

◇町民福祉課 福祉係（9月1日以降。土日、祝日を除く。）

☎ 52-5810



保健センター移転のお知らせ

☎健康保険課 健康推進係 ☎ 52-4999

新保健センター開設に伴い、西田布施公民館にあった田布施町保健センターおよび新型コロナウイルスワクチン接種対策室を町役場の西側（旧中央公民館跡地）の新センターに移転します。

■移転日

7月18日（火）

■変更後の住所

田布施町大字下田布施 3430-1

■問合せ先

◇保健センター

☎ 0820-52-4999（変更ありません）

FAX 0820-52-0001

※ FAX 番号は7月18日から変更となります。

◇新型コロナウイルスワクチン接種対策室

☎ 0820-25-1033（変更ありません）

■ご注意ください

保健センターが西田布施公民館で実施を予定しているイベントや行事につきましては、実施場所が移転後の新保健センターに変更となるものがありますので、ご注意ください。

■広報たぶせのカレンダーについて

広報たぶせの巻末のカレンダーに、新しく『保健（保健センター）』を追加しています。

イベントや行事に参加する場合は、会場をご確認ください。

買い物送迎サービスの増便を継続！

買い物送迎サービスは、高齢者に気軽に外出していただくために、ご自宅と町内6カ所（田布施駅、田布施町役場、波野団地住宅前、マックスバリュ、丸久、地域交流館）への送迎をする取組です。

令和5年3月から5月の間、送りの便を1便増便する実証運行を行い、大好評で、利用者も増え『増便を継続してほしい』という声が多くあったため、6月以降も引き続き増便して運行します。利用登録をお待ちしています。

■運行日 平日のみ

※土・日・祝祭日・12月29日～1月3日は
運行しません。

■利用予約について

利用前日までに予約する

■利用できる人

町内在住の65歳以上で、一人で乗降できる人

■利用を希望する人

- ①専用電話に電話する。
- ②町社会福祉協議会の職員が自宅を訪問し、説明
ならびに登録の手続きをします。

■運行時間

- ・迎えの時間は、最初のお宅へ迎えに行く時間です。
 - ・送りの時間は、地域交流館を出発する時間です。
- ※表内の太字の時間が増便となりました。

◇城南・西田布施・東田布施 地域（太字が増便）

月・火・水			木・金		
迎え 9:00	送り 10:00	送り 11:00	迎え 13:00	送り 14:00	送り 15:00

◇麻郷・麻里府 地域（太字が増便）

月・火・水			木・金		
迎え 13:00	送り 14:00	送り 15:00	迎え 9:00	送り 10:00	送り 11:00



■利用料金

乗車1回 500円

(例：迎え1回、送り1回)

※片道のみ利用もできます。

※事前に乗車券を購入してください。乗車券は、町社会福祉協議会または送迎車内で購入できます。

■問合せ先

田布施町社会福祉協議会

☎ 25-3166（専用電話）

令和4年度情報公開制度などの運用状況

町政に対する町民の理解および信頼を確保し、町民の行政への参加の促進を図るために実施している『情報公開制度』と、個人の権利利益の保護を図るために実施している『個人情報保護制度』の令和4年度の運用状況をお知らせします。

■情報公開制度

実施機関	開示請求件数	請求に対する 決定件数
町長	33件	公開 21件
		一部公開 5件
		文書不存在 7件

■個人情報保護制度

実施機関	開示請求件数	請求に対する 決定件数
町長	12件	公開 3件
		非公開 1件
		文書不存在 8件

◇問合せ先 総務課 総務係 ☎ 52-5802

7月は『社会を明るくする運動』の強調月間です

問町民福祉課 福祉係 ☎ 52-5810

■立ち直りを支援する担い手について

◇保護司

地域の実情などを良く理解し、保護観察を受けている人に面接を通じた助言や指導を行っています。

◇協力雇用主

犯罪や非行をした人の自立や社会復帰に協力することを目的として、彼らを雇用しようとする事業主です。

◇更生保護施設

刑務所などを出た後、帰る場所がない人たちに宿泊場所や食事を提供し、自立に向けた指導や援助を行う民間の施設です。

◇更生保護女性会

地域の犯罪予防活動や更生支援を行う女性のボランティアです。非行問題を考えるミニ集会のほか、子育て支援活動など、多様な活動をしています。



法務省ホームページ▶
QRコード



総務大臣からのメッセージを伝達しました

『社会を明るくする運動』の強調月間に先立ち、町内の保護司と町更生保護女性会の皆さんが、6月5日に総理大臣からのメッセージを町長へ伝達しました。

この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動で、令和5年で73回目を迎えます。

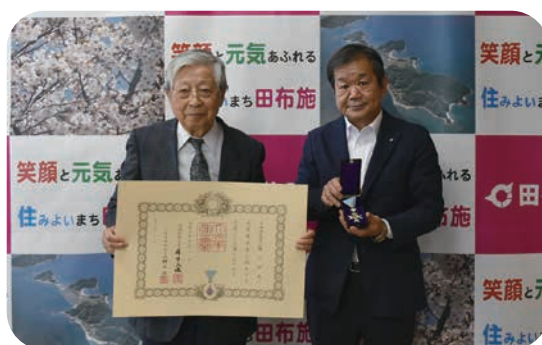


▲総理大臣メッセージ伝達式（町長室）

6/15 高齢者叙勲で『瑞宝双光章』を受章

藤山照夫さん（波野団地南自治会）が『瑞宝双光章』を受章されました。

藤山さんは、昭和33年に山口県柳井市の公立学校教諭として、教職員生活の第一歩を踏み出されました。平成8年3月に退職するまで38年の長きにわたり、山口県教育に貢献されました。教職員はもとより、保護者や地域の人と緊密に連携を図りながら、学校教育目標の具現化に懸命に取り組まれました。



地震が多発！ 備えましょう！

問総務課 総務係 ☎ 52-5802

5月は国内で強い地震が多く発生しました。5月5日に能登半島沖を震源とするマグニチュード6.5、最大震度6強の地震が発生し、また千葉県で2回の強い地震が発生するなど、震度5弱以上が6回となり、熊本地震が起きた2016年4月以来の多さとなりました。

今後、巨大地震の発生が危惧される中、今一度、備えを確認してみましょう。



■地震が発生した場合

◇揺れを感じたら

致命傷となる頭や首のほか、顔周りや利き手を保護し、身の安全を確保しましょう。

◇揺れがおさまったら

落ち着いて状況を見極め、正しい情報を入手し、速やかに判断・行動しましょう。

※危険が差し迫っていたら避難情報を待たずに避難してください。

◇避難が必要な場合

津波、土砂災害、火災に注意して避難しましょう。やむを得ない場合を除き、原則徒歩で避難しましょう。

避難する時は、電気のブレーカーを落とす・ガスの元栓を閉める・カギをかけるなどの対策をしましょう。

■非常用持ち出し袋

『もしも』のために準備しておきましょう。自身や家族にとって『これがないと生活できないもの』を準備しておくことが大切です。

非常用持ち出し袋に入れておくよいもの、自身の環境に合わせて準備するもの（眼鏡や持病用の薬、紙おむつなど）をあらかじめ用意しておきましょう。在宅避難時もインフラ代替品（カセットコンロや生活用水）があると安心です。

■日常生活でできる対策

◇『住まいの地震対策』を点検しましょう

避難経路がふさがれてしまわないよう、家具などの配置や固定方法を工夫しましょう。

◇『安全ゾーン』をつくりましょう

揺れを感じたらすぐに身を守れるよう、物が倒れない・落ちてこない・動いてこない『安全ゾーン』をつくっておきましょう。

◇『ローリングストック』を実践しましょう

『ローリングストック』とは、ふだんから災害時に食べられるような食材や加工食品を買っておき、使った分だけ買い足して、常に一定量の食料を備蓄しておく方法です。

最低3日間分、推奨目安は1週間分以上です。
飲料水は1人1日あたり3リットルを目安に用意しましょう。



内閣府による『地震防災対策に関する住民アンケート』を実施しています

内閣府では、今後の地震防災対策に向けて、皆さまの声を反映させるため避難意識などに関する調査を実施します。一人でも多くご回答いただきたく、ぜひご意見をお聞かせください。

■実施期間

7月1日～8月末頃まで

■回答の注意点

- ・回答は1人1回限りです。
- ・回答の途中で、回答状況を一時保存することはできません。
- ・選択式の設問は該当する選択肢をチェックしてください。記述式の設問は可能な限り具体的に回答してください。

■回答方法

右記のQRコードを読み取り、回答フォームから回答する。

※お答えいただいた内容は、個人が特定できないようとりまとめた後、今後の防災対策の検討に活用させていただきます。



■問合せ先

- ・内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（防災計画担当）付 大竹・吉田 ☎ 03-3501-6996
- ・総務課総務係 ☎ 52-5802

公用車に『電気自動車』を導入しました

問総務課 管財係 ☎ 52-5802

本町では、2050年までに二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目標とし、地域温暖化対策に取り組んでいます。

今回、その一環として町職員が使用する公用車に電気自動車（EV）を導入しました。災害時には非常用電源として活用できます。

今後も、公用車の更新時期に合わせて電気自動車の導入を進め、二酸化炭素の排出量削減に取り組みます。



『樋門』や『陸こう』の注意点

問建設課 土木管理係 ☎ 52-5807

町内にある樋門の近くは、大雨により水の流れが速くなったり、急な増水があったりします。梅雨の時期や台風シーズンは特に危険ですので、周囲で子ども達が遊ばないように注意をお願いします。

また、陸こう（ゲート）は川や海が増水したときに堤防の役割を果たすものです。

平時は通行のために開けることができますが、通行後に閉めることを忘れないようにしましょう。

▼鳥越樋門



▼田布施川陸こう



馬島・佐合島航路 夏季の臨時増便

問熊南総合事務組合 ☎ 57-0530

◇臨時増便運航期間

7月20日～8月20日の土日・祝日
および8月13日～15日

※渡船時刻表は町ホームページで確認することができます。

※発熱などの症状がある人は、乗船を控えていただくか、マスクなどの感染防止対策をしてください。

◇麻里府→佐賀の臨時運航ダイヤ

麻里府発	馬島着	馬島発	佐合島着	佐合島発	佐賀着
9:00	9:08	9:09	9:20	9:21	9:29

◇佐賀→麻里府の臨時運航ダイヤ

佐賀発	佐合島着	佐合島発	馬島着	馬島発	麻里府着
9:30	9:38	9:40	9:51	9:52	10:00

乳幼児・子ども医療費、ひとり親家庭医療費受給者証の手続きについて

問町民福祉課 福祉係 ☎ 52-5810

下記の日程で、乳幼児・子ども医療、ひとり親家庭医療費受給者証の新規申請、更新申請を受け付けます。該当する人は、受付期間内に申請手続きをしてください。

	乳幼児・子ども医療費助成制度		ひとり親家庭医療費助成制度	
	新規申請	更新申請（※1）	新規申請	更新申請（※2）
受付期間	随時受付	自動更新のため 手続き不要	随時受付	7月10日（月） ～7月28日（金）
手続きに 必要なもの	子どもの健康保険証		助成対象者全員分の健康保険証	

※1『乳幼児・子ども医療費助成制度』の更新申請の対象となる人には7月末頃に新しい受給者証を送付します。

※2『ひとり親家庭医療費助成制度』の更新申請の対象となる人には、更新案内を送付します。

■受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日、祝日を除く）

■受付窓口・問合せ先 町民福祉課 福祉係（1階④窓口） ☎ 52-5810

■『乳幼児・子ども医療制度』とは

0歳～高校3年生までの子どもの医療費の一部を助成する制度です。

※就労している人・結婚している人は、子ども医療費助成制度の対象外となります。該当する人は、町民福祉課福祉係まで申し出てください。

※令和5年4月1日より、『子ども医療費助成制度』の対象者を高等学校修了までに拡大しています。手続きが終了していない人は、手続きをしてください。

■『ひとり親家庭医療制度』とは

18歳までの子どもを養育するひとり親世帯の父・母・養育者と子どもの医療費の一部を助成する制度です。

所得要件や世帯要件、配偶者との死別や災害・失業・疾病などによる特例があります。詳細はお問い合わせください。

【所得要件】

世帯の令和5年度の市町村民税均等割が非課税の世帯が対象。ただし、中学生以下の子どもがいる場合は1人あたり1万9,800円、16歳～18歳の子どもがいる場合は1人あたり7,200円を父・母・養育者の所得判定額に加算し判定。

児童扶養手当受給者の現況届について

8月は『児童扶養手当現況届』の提出月です。

ひとり親家庭などで現在児童扶養手当を受給している人に現況届の案内をお送りします。

現況届は8月1日現在の状況や前年の所得などを確認し、受給資格を審査するものです。

受付期間内に手続きをされないと11月以降の手当の支払いが受けられない場合がありますのでご注意ください。

※なお、前年度の現況届が未提出の人は、令和5年度分と併せて早急に提出してください。

◇受付期間 8月1日（火）～31日（木）

午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日を除く）

◇受付場所・問合せ先

町民福祉課 児童係（1階③窓口） ☎ 52-5810

特別児童扶養手当の所得状況届について

特別児童扶養手当を受給している人は町から案内をお送りします。必要書類を添付の上、『所得状況届』を提出してください。この届出に基づき、受給資格や所得などを確認し、その年の8月から翌年7月までの手当の支給要否を認定します。

所得状況届を提出しないと手当の支払いが差し止められることがありますのでご注意ください。

■提出期間

8月10日(木)～9月11日(月)

■受付場所・問合せ先

町民福祉課 児童係 (1階③窓口) ☎ 52-5810

『やない創業塾』 第11期受講生を募集します

柳井商工会議所では、『創業を検討している人』から『創業後5年未満の人』を対象に創業塾を開講します。創業に必要な知識、手続き、計画づくりなどわかりやすく解説します。

すでにアイデアをお持ちの人や現在の職種から独立を考えている人、いつか自分で事業をしてみたいと考えている人、創業はしているが改めて経営について学び直したい人など、意欲のある人は、ぜひこの機会をご利用ください。(この事業は、田布施町の特定創業支援事業に認定されている事業です。)

■開催日時

8月10日(木)・17日(木)・24日(木)
9月14日(木)・21日(木)・10月7日(土)
各回 午後6時30分～午後8時30分
※最終日のみ午後1時～午後5時です。

■会場 柳井商工会議所1階研修室

■定員 10人

※定員になり次第、申し込みを締め切ります。

■対象者

創業を考えている人、創業後5年未満の人

■受講料 3,000円(全6回分)

■講師

シンプルシステム(株)
代表取締役 伊藤 勝彦 氏

■申込方法

申込フォーム(下記QRコード)もしくはメールにて申し込む

■申込み・問合せ先

柳井商工会議所中小企業相談所
〒742-8645
柳井市中央2-15-1
☎ 22-3731
E-mail soudan@yanaicci.or.jp



令和5年度 大島商船高等専門学校公開講座のお知らせ

大島商船高等専門学校では、様々な分野の公開講座を開催しています。受講者は、講座のテーマ、対象者の年齢、人数などにより制限することがありますが、原則、どなたでも受講できます。

◇日時

令和5年8月から順次

◇会場

大島商船高等専門学校
(大島郡周防大島町大字小松 1091 番地1)

◇お問合せ先

大島商船高等専門学校 総務課企画係
☎ 0820-74-5521

◇公開講座

ハングル語学堂、ドローン操作体験、もの作り体験講座、水上オートバイで人命救助体験、マイクロビットでプログラミング入門! など
※講座によって受講料が必要ですが、詳しくは、QRコードを読み取り、大島商船高等専門学校のホームページで確認してください。



後期高齢者医療制度 および

国民健康保険加入者 の皆さんへ 問健康保険課 保険年金係 ☎52-5809

後期高齢者医療制度および国民健康保険の被保険者証などの更新について

【有効期限 7月31日 (月)】

現在、交付している『後期高齢者医療被保険者証』および『国民健康保険被保険者証』、『国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証(※)』の有効期限は7月31日(月)です。新しい被保険者証などを7月中に簡易書留郵便で送付します。なお、古い被保険者証などは8月1日(火)以降使用することができませんので、各自で処分してください(返却不要)。

国民健康保険加入者で以下の年齢に到達する人は、有効期限が異なります。有効期限までに被保険者証を郵送します。

◇70歳に到達する人 国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証(※)となるため

◇75歳に到達する人 後期高齢者医療制度に加入となるため。

※ 医療機関などでの自己負担割合(2割、3割)を示す証が、被保険者証と一体化した証です。70歳の誕生日の翌月1日(誕生日が1日の人はその日)より使用することができます。75歳の誕生日に後期高齢者医療制度へ移行するまでの間、交付されます。年度途中で70歳になる人には、随時送付します。

限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証について

医療費が高額となった場合、これらの認定証を医療機関などに提示することで、窓口で支払う負担額が法定の自己負担限度額までとなります。

※認定証の交付を受けずに医療費を支払った場合は後日、自己負担限度額を超えた額を高額療養費として支給します。

現在認定証をお持ちの人

現在交付されている認定証の有効期限は7月31日(月)です。

①後期高齢者医療制度に加入している人

8月以降も負担区分が変更のない人には、7月中に新しい認定証を送付します。更新手続きは不要です。ただし、前年の所得等により負担区分が判定できない人、負担区分が変更になる人は手続きが必要です。該当者には山口県後期高齢者医療広域連合より『勧奨通知』が送付されます。通知が届いた人で認定証が必要な場合は健康保険課(1階⑥窓口)までお越しください。

※認定区分『区分Ⅱ』の認定証をお持ちの人で、認定証の交付期間中の入院日数が、過去1年間で91日以上の場合は、申請により食事代がさらに減額されます。申請の際は、病院の領収書など入院日数の分かる書類を持参してください。

②国民健康保険に加入している人

住民税非課税世帯の人または70歳未満の住民税課税世帯の人、70歳以上の人で自己負担割合が3割かつ住民税の課税所得が145万円以上690万円未満の人で、令和5年度もこれらの認定証が必要な人は申請が必要です。期限内に必ず更新の手続きをしてください。

現在、適用区分が『オ』または『区分Ⅱ』の認定証(青色)をお持ちの人で、その認定証の交付期間中の入院日数が、過去1年間で91日以上の場合は、申請することで食事代がさらに減額される場合があります。申請の際は、病院の領収書など入院日数の分かる書類を持参してください。

更新手続き

- ◇期間 8月1日(火)～8月31日(木) (土日、祝日を除く)
- ◇受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- ◇必要なもの
 - ・令和5年度の国民健康保険被保険者証
 - ・現在交付されている限度額適用・標準負担額減額認定証または限度額適用認定証
 - ・『マイナンバーカード』または『マイナンバーが分かるものおよび本人確認書類(運転免許証など)』

新規に認定証の交付を希望する人

認定証の交付を受けるには申請が必要です。申請は随時受付けていますので、必要な人は手続きをしてください。認定証は申請を行った月の初日から有効となります。

※同一世帯内に住民税の申告などをしていない人がいる場合は、負担区分の判定ができません。健康保険課にご相談ください。

申請手続き

■対象となる人

◇限度額適用認定証

- ・70歳未満の国民健康保険加入者
 - ・70歳以上で、自己負担割合が3割かつ住民税の課税所得が145万円以上690万円未満の国民健康保険加入者または後期高齢者医療保険加入者
- ※同一世帯の被保険者の課税状況も考慮し、判定します。

◇限度額適用・標準負担額減額認定証

- ・同一世帯の国民健康保険加入者および世帯主の全員が住民税非課税である国民健康保険加入者
 - ・同一世帯の全員が住民税非課税である後期高齢者医療保険加入者
- ※入院時の食事代も減額されます。

■必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証
- ・『マイナンバーカード』または『マイナンバーが分かるものおよび本人確認書類(運転免許証など)』

被用者保険(協会けんぽ・健康保険組合・共済組合など)や国民健康保険組合に加入している人は、加入している医療保険者にお問い合わせください。

国民健康保険一部負担金の減免などについて

☎健康保険課 保険年金係 ☎52-5809

災害や収入の減少などの特別な事情により、医療機関での一部負担金(自己負担額)の支払いが困難な人で、申請により必要と認められた場合は、一部負担金の減額や徴収猶予の措置を受けることができます。詳細は、健康保険課保険年金係にお問い合わせください。



たぶせPRキャラクター
『たぶちゃん』

◇申請・問合せ先
田布施町社会福祉協議会
☎53・1103

◇申請期間
8月18日(金)まで
ださい。

◇申請方法
ご夫婦の氏名・住所・生年月日・婚姻年月日をお知らせく
の人の。

◇対象者
昭和47年7月1日から昭和48年6月30日までの間に結婚され、7月1日現在で町内在住

今年、金婚を迎えられるご夫婦に、田布施町社会福祉協議会から記念品を贈呈します。

金婚のご夫婦は
お知らせください

農業委員会だより

岡田布施町農業委員会事務局（経済課内） ☎ 52-5805

■農業委員会とは

農地に関する事務を執行することが地方自治法で定められた合議体の行政委員会です。農地の権利移動・転用の許可などの審議や、農地利用の最適化（担い手への農地の集積・遊休農地の発生防止・新規参入促進など）に向けて活動しています。

■農地の売買や転用をする場合

農地法による手続きが必要です。まずは農業委員会事務局にご相談ください。

◇農地法

- ・権利移動を伴わない許可
宅地などに転用する場合…4条許可
- ・権利移動を伴う許可
農地のままでの権利移動…3条許可
宅地などに転用する場合…5条許可

法改正により、農業委員は選挙制から、公募の上、議会の同意を要件とする町長の任命制となりました。

現在は、7人の農業委員と7人の農地利用最適化推進委員で活動しています。

任期はいずれも令和6年3月31日までの3年間となります。

◇農業委員

役職	氏名
会長	南 一成
職務代理	小坂竜一
委員	福本卓雄
委員	重森 陽
委員	永田洋一
委員	川脇幸子
委員	今井清弘

◇農地利用最適化推進委員

担当地区(大字)	氏名
宿井	西本浩二
川西	山城啓一
上田布施	岡野保雄
下田布施	塩田博史
波野・大波野	山本泰弘
麻郷奥・麻郷	驛重寛和
別府・馬島	木下嗣生

※許可申請は所定事項を記載した申請書に当事者が記名し、関係書類を添えて農業委員会事務局窓口で行ってください。なお、代理人申請を行う場合は行政書士など資格のある人へ依頼してください。

■農地転用許可制度の目的

食料の安定供給の基盤である優良農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導することを目的としています。

許可なく転用した場合や、許可を受けたとおりに転用しなかった場合は罰則があります。

※農地を転用した場合、転用した面積に係る固定資産税の課税額が変わります。詳細は、税務課資産税係（☎ 52-5804）へお問い合わせください。

農地転用の許可基準（農地区分）

農地区区分	要件	転用許可
農用地 区域内農地	市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地	原則不許可
甲種農地	市街化調整区域内において ・農業公共投資後8年以内の農地 ・集団の中で高性能農業機械での営農可能な農地	原則不許可 ※土地収用法認定事業など公益性の高い事業（第1種農地の場合をさらに限定）の用に供する場合は許可
第1種農地	・集団農地（10ha以上まとまっている） ・農業公共投資対象農地 ・生産力の高い農地	原則不許可 ※土地収用法対象事業など公益性の高い事業の用に供する場合は許可
第2種農地	・農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地	第3種農地に立地困難な場合などに許可
第3種農地	・都市的整備がされた区域内の農地 ・市街地にある農地（都市計画区域内用途区域内）	原則許可

一般基準（主なもの）

事業実施の確実性	<ul style="list-style-type: none"> ●資金力と信用があるか ●転用の妨げとなる権利を有する人の同意があるか ●遅滞なく転用されるか ●他法令による許認可が得られる見込みがあるか
被害防除	<ul style="list-style-type: none"> ●土砂の流出・崩壊など災害を発生させる心配がないか ●周囲の営農条件に支障がないか

農業委員および農地利用最適化推進委員を募集します

閔田布施町農業委員会事務局（経済課内） ☎52-5805

町では下記のとおり農業委員および農地利用最適化推進委員を募集します。

◇受付期間 7月26日（水）～8月22日（火）必着

◇提出場所 経済課 農林振興係（2階⑬窓口）

	農業委員	農地利用最適化推進委員
募集人数	7人	7人
内訳など	認定農業者が過半数、中立的立場の人を1人以上、その他女性や青年なども考慮する	担当地区ごとに1人募集 ①宿井 ②川西 ③上田布施④下田布施・中央南 ⑤波野・大波野 ⑥麻郷奥・麻郷 ⑦別府・馬島
推薦する人	農業者または農業者組織などの代表	
推薦を受ける人 応募する人	農業に関する識見を有し、農地などの利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる人	農地などの利用の最適化の推進に熱意と識見を有する人
	以下いずれかに該当する場合は委員となるできません。 ・破産手続きの決定を受けて復権を得てない人 ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたは、受けることがなくなるまでの人 ・町税などの滞納がある人	
委員の決定	議会の同意を要件とする町長の任命	農業委員会からの委嘱
委員の任期	令和6年4月1日～令和9年3月31日	農業委員会からの委嘱を受けた日 (令和6年4月予定)～令和9年3月31日
主な業務	・農業委員会総会における農地の権利移動や転用に係る許可などの審議 ・現場活動（農地の巡視、遊休農地対策業務、農地利用の最適化推進活動など）	・担当地区の現場活動（農地の巡視、遊休農地対策業務、農地利用の最適化推進活動など） ・農業委員会総会に出席し、審議事項について意見を述べる
報酬	年額 172,700円	

農業委員と推進委員の兼務はできませんが、双方に推薦および応募することは可能です。

推薦および応募の申込書に記載された事項のうち、住所を除き町ホームページによる公表の対象となります。

推薦および応募の申込書は経済課に用意しています。また、町ホームページでも公開しています。

『たぶせ子育てアプリ(母子手帳アプリ)』をご利用ください

☎保健センター ☎52-4999

町では、令和2年より『たぶせ子育てアプリ(母子手帳アプリ)』を配信しています。このアプリは、妊娠中や子育て中の様々な記録ができるだけでなく、子育てに関する町からのお知らせも配信しています。子どもの成長記録などを家族で共有することもできます。

スマートフォンやタブレット端末、パソコンに対応しており、通信料を除き利用料は無料ですので、ぜひご利用ください。



『たぶせ子育てアプリ』でできること

◇子どもの成長を記録

初めての『寝返り』などを写真で残したり、子どもの体重を自動でグラフ化するなど、子どもの日々の成長を残すことができます。

◇予防接種のスケジュール管理

複雑な予防接種のスケジュール管理が簡単にできます。接種できるワクチンと最適な接種期間を自動で計算し、予定日が近づくと事前にお知らせします。

◇町から子育て情報が届く

町から子育てに関するお知らせや、イベント情報を受け取ることができます。また、保健センターで行う教室の予約をすることもできます。



令和5年8月から 妊娠届のオンライン申請を始めます

これまで保健センター来所時に記載をお願いしていたアンケートを、ご自宅などでオンライン登録したり、母子手帳の受取日時を予約することができます。

詳しい手続きの方法は、産科医療機関で配布するチラシをご覧ください。ご不明な点は保健センターにお問い合わせください。

これまでどおり、保健センターに来所し、手続きをすることもできます。

『たぶせ子育てアプリ』のダウンロード方法

アプリのダウンロードは右のQRコードを読み取るか、『母子モ』で検索してください。



夏野菜のあんがらめ

素揚げした夏野菜をあんのとろみで絡ませた食べやすい一品です。主役のかぼちゃと一緒に加える野菜はオクラや茄子でも美味しいですよ。

材料(4人分)

かぼちゃ	400g	
パプリカ	1/2 個	
ししとう	小8本	
揚げ油	適量	
黒ごま	少々	
A	砂糖	大さじ1
	みりん	大さじ1
	しょうゆ	大さじ1
	水	大さじ3
	片栗粉	大さじ1

作り方

- ① かぼちゃは皮付きのまま3cm角に切る。パプリカもかぼちゃに合わせて角切りにする。ししとうは縦に浅く切れ目を入れる。
- ② かぼちゃは低温の油でじっくり揚げる。(竹串がスッと通ればOK。)パプリカとししとうは水気をふいて高温でさっと素揚げする。
- ③ Aをよく混ぜ合わせ、小さめのフライパンか鍋に入れて弱火にかける。固まらかけたら②を加えて全体から火を止めて黒ごまをふる。

1人分の栄養価

エネルギー…141kcal
たんぱく質…2.4g 脂質…0.3g
カルシウム…22mg 塩分…0.7g

食生活改善推進協議会

いただきます

～ たぶせの子育て応援団 ～

～ つながるやまぐち SNS 相談を知っていますか？～

県では、LINE を活用した子育てに関する相談窓口を設置しているのを知っていますか。

『面談や電話では話しにくい』『友だちや家族には相談できない』など、子どものこと、家庭のこと、親子関係などの悩みを相談できない人が、気軽に相談できるよう 24 時間 365 日対応の SNS 相談窓口を設置しています。相談は無料で、何度でも相談できます。ひとりで悩まずに、気軽に相談してください。

■相談内容の例

児童虐待、DV（家庭内暴力）、ヤングケアラー、子育ての不安、しつけ、育児、家庭や家族の悩みなど

■ポイント

- ・名乗らずに相談することができます。
- ・本人の希望や同意がない限り、相談内容や情報を他人に伝えたり、外部に公開しません。

※相談者の身体や命に危険があると判断した場合を除く。

■登録・相談方法

- ① LINE の『ホーム』画面から『友だち追加』（右上の人物アイコン）をタップ
- ② 『友だち追加』画面の『QR コード』をタップ
- ③ 右の QR コードを読み取って『リンクを開く』をタップ
- ④ 『つながるやまぐち SNS 相談』を友だち追加
- ⑤ 『トーク』から相談内容を送る



※時間帯によって多くの相談が寄せられ、すぐに相談の対応ができないことがあります。その場合は、時間を空けてもう一度メッセージを送ってください。

※ ID を検索して友だち追加することもできます。検索 ID：@tsunagaru-ymg

■問合せ先

◇山口県子ども家庭課

☎ 083-933-2744

◇山口県ホームページ

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/kosodatesoudan/>

県子ども家庭課に聞きました



Q. 『子どもが泣き止まなくて困っています』などの日常の相談にも対応してもらえますか？

A. 子ども・子育てに関するあらゆる相談に対応していますので、まずは気軽に相談してください。



Q. 直接子どもを養育していない人も相談できますか？

A. ご自分のお子さん以外にも、お孫さんや近所の気になる家庭のことなど、誰でも相談できます。



Q. 未成年が相談することはできますか？

A. お子さんからの相談も受け付けています。一人で悩まず、気軽に相談してください。



Q. 相談する時に気を付けることはありますか？

A. SNS では文字のみのやり取りになります。言葉の受け止め方がとても重要になりますので、一文に一つの質問にするなど、シンプルな文章で相談することを心がけてください。



6/9 創立150周年記念に航空写真を撮影

麻郷小学校創立150周年記念行事として、運動場で航空写真を撮影し、当日は児童・教職員のほかにも地域の人(約60人)が集まり、ドローンを利用し上空約150メートルから撮影しました。

色画用紙を持った児童と教職員で麻郷小学校の校章を形作り、カメラマンの声掛けに応じて一斉に上空のドローンに向けて色画用紙を掲げました。地域の人も掛け声に合わせて、ポーズをとっていました。



6/14 『コミスク・ルーム』で江戸落語を披露！

中学校では令和5年度から、昼休みに『コミスク・ルーム』を活用した活動が行われています。

企画第一弾は『生徒たちに落語の素晴らしさを伝えよう』と、地域で活動されている焼酎亭雲海さん(中村享郎さん)による江戸落語『佐々木政治談』が、3日間に分けて披露されました。

今後も生徒と地域の人が一緒に昼休みのひとときを楽しむための企画が予定されています。



まちのできごと

Tabuse
Town News



6/14 『西の寺子屋』が開講しました

令和5年度の田布施西小学校放課後子ども教室『西の寺子屋』の開講式が開催され、約30人の児童が参加しました。

『西の寺子屋』は今年で11年目を迎え、地域の人々が講師となり、毎月1回講座が開催されます。

開講式の後には、『わくわくレクリエーション！～ゲームで仲間になろう！～』をテーマに講座が開かれ、参加した児童は講師のサポートを受けて、汗を流しながら活動を楽しんでいました。



6/18 『たぶせみんなの食堂』がオープンしました

世代を問わず参加することができる食堂を目指し、町で2番目のこども食堂『たぶせみんなの食堂』がオープンしました。開催場所は正泉寺で、月1回開催されます。月替わりのお弁当販売やお菓子・食材の無料配布が行われます。

お弁当販売は予約制で、電話・公式Instagramからの申込を受付けています。

■申込先 070-6693-2543 (代表・松村)



応援してね!

竹本香奈子選手が

『マラソングランドチャンピオンシップ』に出場します!

田布施町出身で、ダイハツ工業株式会社陸上競技部所属の竹本香奈子選手が『パリ 2024 オリンピック競技大会』日本代表選手選考競技会でもある『マラソングランドチャンピオンシップ (略称: MGC)』に出場します。

田布施中学校の頃から継続して努力を重ね、見事 MGC ファイナリストに選ばれました。現在も、オリンピック出場を懸けて強化合宿で懸命に練習を積まれているそうです。

大会当日は、テレビやラジオを通じて、竹本香奈子選手を応援しましょう。

■マラソングランドチャンピオンシップ大会

令和5年10月15日(日)

男子の部 午前8時スタート

女子の部 午前8時10分スタート

※下記のQRコードから
大会公式ホームページ
を確認できます。



■竹本香奈子選手プロフィール

(ダイハツ工業株式会社ホームページより)

◇生年月日

1996年6月12日

◇出身地 山口県

◇出身校 山口県立

西京高等学校

◇入社 2015年4月



サークルスケッチ

日々の運動習慣でいつまでも
元気ハツラツに!

私たちのジャズエアロは平成24年6月からここ田布施町で活動しております。

受講生の皆さまはとても親しみやすい雰囲気の方々ばかりです。若い方から年配の方までたくさんの方々にご参加いただいております。

講座では約1時間の間に有酸素運動と筋力トレーニングを行っています。

有酸素運動では楽しい音楽に合わせて対面の講師を見ながら踊っています。

とても簡単な動作なので、振り付けやステップなどを覚える必要はありませんので安心してご参加いただけたと思います。

また有酸素運動は脂肪燃焼効果が高く、ダイエットには非常に効果的と言われています。

その理由はエアロビクスダンスでは、酸素を取り入れながら手足を上下左右に動かすため、たくさんエネルギーを消費することができるからです。

筋力トレーニングも音楽に合わせて行います。ダンベルやマットなどの器具を使用して全身の筋肉を楽しく鍛えられます。

仕事や家事など日常生活でスト



レスがたまってしまうと、リフレッシュしたいなと感じることは誰しもあります。

運動で体を動かすことは心も体もリフレッシュにつながります。

約1時間の運動を終えられた受講生の皆さまは、いつもとてもスッキリとされたご様子で会場をあとにされます。

『いい汗かいたよ!またね!』という言葉を聞くのが私のこの上ない幸せな瞬間です。



『インフォグラフィックス世界人口図鑑』 原島 広至 著

将来の人口予測、主なパンデミックの死者数、生物の総種数…。『人口』を軸に、世界全体や各国に与える影響を、インフォグラフィック形式を用いたビジュアル情報で整理。また歴史的な出来事と人口との関係も地域別に紹介する。



『コメンテーター』 奥田 英朗 著

ワイドショーに出演することになった精神科医・伊良部とマユミ。放送事故寸前のコメントを連発するが、それは暴言か、はたまた金言か!? トンデモ精神科、復活! 表題作など全5編を収録する。



『えらいこっちゃ! はじめてのプール』 ゆーちみえこ 絵

小学校って、『えらいこっちゃ』がいっぱい! 学校には慣れてきたけど、今日は初めてのプールだから、朝から緊張して…。初めての学校のプールでのがんばりを描いた絵本。



もう一冊。

イベント

おしゃべり箱おはなしの会
8月26日(土) 午前10時30分~
図書館 2F 講座室にて

8月の休館日 毎週月曜日・祝日
月末整理日 31日(木)

岡田布施図書館 ☎ 52-2288
HP <https://ilisod004.apsel.jp/tabuse-lib/>
E-mail library.tabuse@town.tabuse.yamaguchi.jp

- | | |
|----------------|-------------------|
| 梅と杏のお菓子づくり | 今井 ようこ |
| さっと! つるつと! 夏麺 | 重信 初江 |
| ペニー・レイン | 小路 幸也 |
| 物語の種 | 有川 ひろ |
| 空想の海 | 深緑 野分 |
| おやごころ | 島中 恵 |
| ヨモツイフサ | 知念 実希人 |
| 四十雀、跳べ! | 林 真理子 |
| ―― 児童 ―― | |
| 平等ってなに? | 神島 裕子 |
| ひとりであんちがしたいのに! | |
| ぼくらは星を見つけた | マイク・バーン
戸森 しるこ |
| おじいちゃんのくしゃみ | 阿部 結 |
| おどってるこまってる | 高島 那生 |
| 鳥 | 小手鞠 るい |

俳句短歌

周防一夜会

高齢の壁さん壁さん

『ちよっと通してくだしゃんせ』

言い訳するだけ離れて行く

庭の木々ムクムクと大きくなつて我が物顔

負うた幼な子と父子で歌う 散歩道

戦争は反対だがまずは生きるといふ戦い

藤井千恵子

小村みつ枝

甲斐 信子

小藤 淳子

久光 良一

短歌

普賢寺のあの賑わいの影もなく

うわの空なる松風の音

振り向けば大島の瀬戸

檜皮葺き社の丘に海風の吹く

私とは言わずに私等と言って

あなたはわたしを巻き添えにする

毎日があわただしいけど

夢かなうようにと心がけは忘れぬ

『緑の風が駆けっこしよる』

田んぼ指さし幼子も駆ける

堀部伝兵衛

上岡 知雄

吉村 京子

河村美喜子

藤田 京子

子育て支援センター 『おんとも』

問たぶせ保育園 ☎53-1012

『子育て支援センターおんとも』は、子育てサークルの開催や育児相談など子育て家庭へのいろいろな支援を行っています。

■赤ちゃんサロン 午前10時～正午

【はいはい】 あんよができるまでの赤ちゃん対象

【よちよち】 あんよが上手にできる未就園児対象

【わくわく】 よちよち、はいはい全員対象

≪8月行事≫

■施設開放 全員対象(令和2年4月2日以降生まれ)

午前9時～午後3時30分

(昼休み 午後12時15分～午後1時15分)

土曜日 午前9時～午後12時15分

■調理実習

◇開催日時 8月31日(木) 午前10時30分～

◇よちよち対象 限定5組(要予約)

※予約は『おんとも』で受け付けます。

詳細は『おんとも』に問い合わせるか
Instagramでご確認ください。



■お盆休み

8月11日(金)～8月15日(火)

月	火	水	木	金	土
7	1 はいはい プールあそび 製作あそび	2 開放	3 よちよち プールあそび 製作あそび	4 開放	5 開放
	8 はいはい プールあそび 身体測定 ティータイム	9 開放	10 よちよち プールあそび 身体測定 ティータイム	11 /	12 /
14 /	15 /	16 開放	17 よちよち プールあそび	18 わくわく 誕生会	19 開放
21 開放	22 はいはい プールあそび	23 開放	24 よちよち プールあそび	25 開放	26 開放
28 開放	29 はいはい 自由あそび	30 開放	31 よちよち 調理実習		



柳井警察署だより

問柳井警察署 ☎23-0110

https://www.police.pref.yamaguchi.lg.jp/kenkei/page_h002_000009.html

theme

警察官採用 (A) 試験 (第2回)

警察官採用 (B) 試験

警察事務職員試験の実施について

防災行政無線の放送内容

電話で内容を確認することができます。

☎51・4011

令和5年度の警察官採用 (A) 試験 (第2回)・警察官採用 (B) 試験・警察事務職員 (高校卒業程度) が下記のとおり行われます。

①警察官採用 (A) 試験 (第2回) 男性・女性【大卒】

◇受験資格

- ・平成2年4月2日以降に生まれた人
- ・四年制以上の大学を卒業または令和6年3月31日までに卒業見込みの人

②警察官採用 (B) 試験 男性・女性【大卒以外】

◇受験資格

- ・平成2年4月2日～平成18年4月1日に生まれた人
- ・警察官A以外の学歴の人
(大学に在籍している人は除く)

③警察事務職員試験【高卒程度】

◇受験資格

- ・平成14年4月2日～平成18年4月1日に生まれた人

■第1次試験日

- ①② 9月17日(日)
- ③ 9月24日(日)

■申込方法

原則、電子申請のみ

※警察官A (第1回) 試験受験者は、A (第2回) 試験への申込みはできません。

※詳細は、山口県人事委員会事務局ホームページをご確認ください。

■申込期間

7月7日(金)～8月15日(火)

■問合せ先

柳井警察署 ☎23-0110

採用フリーダイヤル ☎0120-314-290

お知らせ

【教育チャイムを鳴らします】

7月21日(金)～8月31日(木)
午前10時・午後6時に教育チャイムを鳴らします。児童・生徒の皆さん、規則正しい生活を送りましょう。

◇問合せ先 学校教育課

☎52・5812

【『マイナポイント申請支援』の特設ブースを設置しています】

9月30日まで、役場内でマイナポイントの申請受付支援を行っています。役場内にタブレットを設置し、テレビ電話でオペレーターがスタンドスキャナーやICカードリーダーを用いてお手伝いします。オペレーターによる代理入力なども一部行いますので、安心してご利用ください。

◇場所 役場1階 西玄関特設ブース

◇時間 平日の午前8時30分～午後5時15分

◇問合せ先 町民福祉課住民係
☎52・5811

【蜜蜂転飼許可申請書の提出について(令和6年次分)】

蜂蜜などを販売することを目的として、住所地以外の場所での養蜂を飼育する人は、蜜源の有効活用や競合を未然に防ぐため、山口県蜜蜂転飼条例に基づき、あらかじめ転飼場所や蜂群数、転飼期間を記載した『蜜蜂転飼許可申請書』を提出し、事前に許可を受ける必要があります。

◇申請手順

- ①『蜜蜂転飼許可申請書』の様式を経済課農林振興係で受け取り、必要事項を記入する
- ②蜜源の競合を避けるため、転飼先の山口県養蜂農業協同組合支部長に対し、記入した申請書の内容の確認を依頼し、支部長確認印を受領する(9月15日(金)まで)
- ③支部長確認印を受領した申請書を、転飼先の市町畜産担当部署に提出する

◇注意事項

・許可を受けようとする群数に応じて手数料が必要です。(転飼場所1か所につき、1群あたり150円。16群以上は一

律2,300円。)

・支部長確認印のない申請や提出期限を過ぎた申請は、許可できない場合があります。
・住所地以外(自己所有地)で飼育する場合は『土地利用申出書』、住所地以外(他者の土地)で飼育する場合は『土地貸与承諾書』の提出が別途必要になります。
※詳細は、お問い合わせください。

◇提出期限 10月6日(金)

◇提出先

・転飼先が町内の場合
経済課農林振興係(2階⑬窓口)
・転飼先が町外の場合
転飼先の市町畜産担当部署

◇問合せ先

経済課農林振興係
☎52・5805
柳井農林(水産)事務所畜産部
☎22・2416

【水辺の活動を安全に楽しむために】

夏に向けて川遊びや海水浴など水辺で遊ぶ機会が増えるとともに、水辺の事故が多発する時期を迎えます。水辺の活動を安

全に楽しむために次のことに気を付けましょう。

- ・遊ぶ前に『天気予報の確認』
- ・遊ぶときは『ライフジャケットを着よう』
- ・遊ぶときは『1人で行かない』
- ・溺れている人がいたら『飛び込まず助けを呼ぼう』
- ・水に落ちたら『慌てず、浮いて助けを待とう』



◇問合せ先

社会教育課社会体育係(田布施町B&G海洋センター)
☎52・3832

【魅力再発見ウォーキング】

次の日程でウォーキングを実施します。気軽に参加してください。

◇日時・場所

・7月23日(日) 午前5時30分
田布施地域交流館駐車場
・7月30日(日) 午前5時30分
田布施地域交流館駐車場

—以下は広告スペースです。「広報たふせ」に掲載している内容とは関係ありません。—

全メーカー全車種トータル販売

新車・中古車 150台以上展示中

満足をしていただけるサービスを心がけております

オートプラザ
(株)大島商会

〒742-1514
熊毛郡田布施町別府国道沿
TEL. (0820) 55-5011
FAX. (0820) 55-5085 <http://www.ap-oshima.com>

- ・8月6日(日) 午前5時30分
田布施地域交流館駐車場
 - ・8月13日(日) 午前5時30分
麻郷公民館
 - ・8月20日(日) 午前5時30分
浜城集会所(防災センター)
 - ・8月27日(日) 午前5時30分
田布施地域交流館駐車場
- ※状況によっては、場所が変更になる場合があります。
- ※9月以降も、順次開催予定です。
- ※悪天候の場合、中止です。
- ◇問合せ先
遊歩クラブ(鳥越)
☎090・7370・5814

【柳井地域合同就職フェアの開催】

参加企業の採用担当者と個別ブースで面談します。

◇日時

8月25日(金)

・午前の部

午前10時30分～午後12時30分

(受付は午前10時～)

・午後の部

午後2時～午後4時

(受付は午後1時30分～)

※午前・午後の2部制で行います。

◇場所

柳井クルーズホテル

◇対象者

・一般求職者(パート含む)

・学生(令和6年3月卒業予定の人)

※大学、短大、高専、専修学校などの人に限ります。



◇参加企業

7月中旬ごろ、柳井市のホームページに掲載予定

◇参加料

無料(事前申込不要)

◇問合せ先

柳井地区広域行政連絡協議会
(柳井市役所内)

☎ 22・2111

【海の事故ゼロキャンペーン】

7月16日(日)～31日(月)の間

『海の事故ゼロキャンペーン』を実施します。みんなで海での『安心・安全』を目指しましょう。

◇海の事件・事故は118番

◇海に行く前に必要な情報を確認しましょう

左記のQRコードを読み取ると『ウォーターセーフティガイド』にアクセスできます。



◇問合せ先

徳山海上保安部交通課

☎ 0834・31・0112

【車内事故防止キャンペーン】

7月は『車内事故防止キャンペーン』を実施しています。

走行中に席を離れると、転倒など思わぬケガをする場合があります。また、お降りの際は、バスが停留所に着いて扉が開いてから、席をお立ちください。走行中やむを得ず急ブレーキを掛ける場合があります。お立ちになってバスをご利用いただく場合には、つり革や握り棒にしっかりとつかまってください。バスの車内事故防止に皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

◇問合せ先

山口県バス協会

☎ 083・922・5031

【サマージャンボ宝くじ】

宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

◇サマージャンボ

・1等 5億円×24本

・前後賞各 1億円×48本

(発売総額720億円・24ユニットの場合)

◇サマージャンボミニ

・1等 5億円×24本

・前後賞各 1億円×48本

(発売総額720億円・24ユニットの場合)

◇サマージャンボミニ

・1等 5億円×24本

・前後賞各 1億円×48本

(発売総額720億円・24ユニットの場合)

◇サマージャンボミニ

・1等 2,000万円×28本

・前後賞各 500万円×56本

(発売総額210億円・7ユニットの場合)

・1等 2,000万円×28本

・前後賞各 500万円×56本

(発売総額210億円・7ユニットの場合)

◇発売期間

7月4日(火)～8月4日(金)

◇抽せん日

8月18日(水)

◇問合せ先

(公財)山口県市町村振興協会

☎ 083・925・6612

相談

【柳井出張就職相談会】

就職活動がうまくいかない、プランクがあり不安といった働くことへの相談に応じます。

■キャリア面談

◇日時 毎月第2・4木曜日

午前10時～午後5時

■心理面談

◇日時 毎月第4水曜日

午前10時～午後5時

■場所

柳井市中央公民館

■対象者

15歳～49歳までの求職中の人およびその保護者

■相談料

無料(要事前予約)

■問合せ先

しゅうなん若者サポートステーション

☎ 0834・27・6270

以下は広告スペースです。「広報たぶせ」に掲載している内容とは関係ありません。

新築・リフォーム

塩谷建築

☎ 55-5715

熊毛郡田布施町別府1667

■ E-mail shioken1@clear.ocn.ne.jp

■ URL http://shiotanikentiku.ec-net.jp/

町の便利屋さん Benry

ベンリー柳井店

Instagramで作業事例が見られます▶

0120-058-871

晃和興産グループ 柳井市南町 4-4-1

講習・講座

【救急講習の開催】

応急手当の講習を実施します。

◇日時 7月30日(日)

9時～12時(受付は8時30分～)

◇場所

西田布施公民館

◇内容

成人を対象とした心肺蘇生法・AEDの使い方など

※動きやすい服装で受講

◇募集人数 先着20人

◇受講料 無料

◇申込方法

光地区消防組合のホームページからダウンロードし、メール、FAXまたは消防署へ持参する。

◇申込み・問合せ先

光地区消防組合中央消防署

☎0833・74・5605

FAX0833・74・5614

メール

chouu@119.city.hikari.lg.jp

【桜の森アカデミー受講生募集】

山口県立大学では、桜の森アカデミー「認知症ケアリーダー

コース」の受講生を募集します。学生と一緒に楽しく学び、地域で活躍するリーダーを目指しましょう。

◇定員 30人(15人程度は学生)

※定員になり次第、締切。

◇開講期間

8月29日(火)・9月5日(火)・12日(火)・19日(火)・27日(水)・28日(木)の6日間

◇会場

山口県立大学南キャンパス地域共生センターほか

◇受講料

20,000円

◇申込期間

8月3日(木)まで

◇申込方法

左記の山口県立大学のウェブサイトの申込フォームから申し込む



◇問合せ先 山口県立大学地域

共生センター

(山口市桜島3・2・1)

☎083・928・5622

FAX083・928・3021

募集

【統計グラフィコンクール募集】

統計知識の普及と統計の表現技術の研さんに資するため、県内の小学生、中学生、高校生、大学生および一般から統計グラフィを募集します。

◇テーマ

統計に関するテーマで自由に選んでください。

※小学校4年生以下の児童の応募については、児童が自ら観察または調査した結果をグラフィにしたものに限ります。

◇応募締切

9月6日(水)

◇様式規格

B2判

◇問合せ先

山口県統計分析課
☎083・933・2640

試験

【光地区消防組合採用試験】

光地区消防組合職員採用試験(第1次試験)の受験者を募集します。住民の安全と安心の確保に向け、意欲と情熱のある皆さん

の申し込みをお待ちしています。

◇試験日 9月17日(日)

◇会場

光地区消防組合消防本部

◇採用日

令和6年4月1日以降

◇申込期間

6月12日(月)～8月21日(月)

(当日消印有効)

※採用試験申込書、受験案内などは、光地区消防組合のホームページからダウンロードできます。郵送を希望する場合は、返信先を明記し、140円切手を貼付した封筒(A4が入るもの)を同封してください。



◇試験区分

・消防(上級・中級・初級)
・消防経験者(上級・中級・初級)

※受験資格、試験内容などの詳細は、光地区消防組合のホームページをご覧ください。

◇採用予定人員
3人程度

◇受験申込書請求先

光地区消防組合消防本部総務課
〒743・0011
光市光井六丁目16番1号

◇問合せ先

光地区消防組合消防本部総務課
☎0833・74・5601

【就学義務猶予免除者などの 中学校卒業程度認定試験】

この試験は、病気など、やむを得ない事由により、就学義務を猶予または免除された人などに対し、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行うもので、合格者には高等学校の入学資格が与えられます。

◇試験期日 10月19日(木)

◇試験場所 山口県庁

山口市滝町1番1号

◇試験科目 国語、社会、数学、理科、外国語(英語)

◇願書の受付期間

7月3日(月)～9月1日(金)

◇問合せ先 山口県教育庁義務

教育課地域支援・人事班
☎083・933・4595

令和
5年度

田布施中学校同窓会総会 懇親会の中止について

田布施中学校同窓会総会ならびに懇親会は、本年度も中止とし、来年度からの再開に向けて準備を進めてまいります。

開催を楽しみにされていた皆さまには大変申し訳ございませんが、ご理解いただきますようお願いいたします。

◇問合せ先

田布施中学校同窓会事務局
(田布施中学校内)
☎ 52・2138



ご芳志

岡山社会福祉協議会
☎ 53・1103

(4月11日～5月20日受付分)

* 社会福祉事業へ
匿名1件

浄泉寺仏教婦人会

* ご芳志

吉井 松村郁枝 兄 田中誠

* ベビー用品借用御礼

波野市 福永玉江

* 介護用品借用御礼として

匿名1件

* 子ども食堂へ

田布施地域交流館 食材

玉葱 匿名1件

* 紙オムツ

匿名1件

(5月21日～6月10日受付分)

* 社会福祉事業へ

匿名1件

* ご芳志

兵庫県 松浦比都美 叔母 多田律子

長合 秋本哲男 母 貞子

匿名1件

* 子ども食堂へ

田布施地域交流館 食材

浄土真宗熊毛中組 金一封、白米、カレールー

* 紙オムツ・電子レンジ他

匿名1件

納期限内に納付しましょう

※税と保険料について、メール配信サービスで納期限をお知らせします。カレンダーのページのQRコードから、『町からのお知らせ』のご登録をお願いします。

今月の納期限

7月31日 (月)

- ◇固定資産税・都市計画税 (2期)
- ◇国民健康保険税・介護保険料
後期高齢者医療保険料 (1期)
- ◇保育所保育料・児童クラブ保育料 (7月分)
- ◇町営住宅使用料・駐車場使用料 (7月分)
- ◇下水道受益者負担金 (1期・全期)

※やむを得ず納期限までに納付できない事情のある人は、担当窓口にご相談ください。

◇対象および内容の問合せ先

- 町県民税・固定資産税・軽自動車税
……………税務課 ☎ 52-5804
- 国民健康保険税
介護保険料・後期高齢者医療保険料
……………健康保険課 ☎ 52-5809
- 保育所保育料および児童クラブ保育料
……………町民福祉課 ☎ 52-5810
- 町営住宅使用料および駐車場使用料
……………建設課 ☎ 52-5807
- 下水道受益者負担金
……………建設課 ☎ 52-5817

人口と世帯

(6月1日現在)



… 人口 …
14,411 人
(増減 -13 人)

… 男 …
6,913 人

… 女 …
7,498 人

… 世帯 …
6,947 世帯

広報たぶせは「ユニバーサルデザインフォント」を使用しています。



8月のカレンダー

省略文字

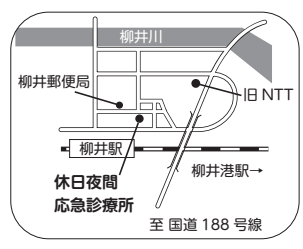
- 保セ：保健センター
- 麻公：麻郷公民館
- いきいき：高齢者いきいき館
- 西公：西田布施公民館
- 城公：城南公民館
- 麻福：麻郷福祉会館
- 東公：東田布施公民館
- 里公：麻里府公民館
- 中学：田布施中学校

1 (火)		17 (木)	■オレンジカフェ 10:00～11:30(里公) ■みんなのカフェ 12:00～15:00(いきいき)
2 (水)		18 (金)	
3 (木)	■オレンジカフェ 10:00～11:30(城公) ■みんなのカフェ 12:00～15:00(いきいき)	19 (土)	■子ども食堂『らぶちゃん』 11:00～12:30(麻福)
4 (金)		20 (日)	■たぶせみんなの食堂(要予約) 11:00～13:00(正泉寺) ■魅力再発見ウォーキング 5:30～(防災センター)
5 (土)		21 (月)	【心】
6 (日)	■魅力再発見ウォーキング 5:30～(地域交流館駐車場)	22 (火)	
7 (月)	■妊婦・育児相談(要予約) 10:00～12:00(保セ) 【心】	23 (水)	■こころの相談(要予約) 13:30～15:00(保セ) 【法】
8 (火)		24 (木)	■オレンジカフェ 10:00～11:30(いきいき)
9 (水)		25 (金)	■健康・栄養相談(要予約) 10:00～11:30(保セ)
10 (木)	■みんなのカフェ 12:00～15:00(いきいき)	26 (土)	
11 (金)		27 (日)	■詩情公園クリーンアップデー 8:00～(地域交流館裏) ■魅力再発見ウォーキング 5:30～(地域交流館駐車場)
12 (土)		28 (月)	【困】
13 (日)	■魅力再発見ウォーキング 5:30～(麻公)	29 (火)	
14 (月)		30 (水)	
15 (火)		31 (木)	■みんなのカフェ 12:00～15:00(いきいき)

- ◇各種相談、ちびっこ広場の問合せ先
保健センター ☎52-4999
- ◇子ども食堂『らぶちゃん』の問合せ先
田布施町社会福祉協議会 ☎53-1103
- ◇『たぶせみんなの食堂』の予約・問合せ先
代表：松村 ☎070-6693-2543

休日夜間応急診療所

(柳井市中央1-10-17)
◇連絡先(診療時間内)
☎22-9001



【困】 困りごと相談
日時 8月28日(月)
10:00～15:00
場所 役場会議室棟A
問 町民福祉課
☎52-5811

【心】 心配ごと相談
日時 毎週月曜日
10:00～11:00
(祝日・困りごと相談日除く)
場所 町社会福祉協議会
問 ☎53-1103

区分	診療日	診療時間
休日 昼間	日曜日・祝日	9:00～12:00
	盆(8月15日)	(受付 11:30まで)
	年末年始(12月30日～1月3日)	13:00～17:00 (受付 16:30まで)
平日 夜間	月～金曜日 ※土曜日の診療はありません。	19:00～22:00 (受付 21:30まで)

**田布施町
メール配信サービス**
QRコードを
読み取り、手
順に沿ってご
登録ください。

【法】 弁護士無料法律相談
日時 8月23日(水)
9:00～12:00
場所 役場会議室棟A
問 町民福祉課 ☎52-5811
※電話による完全予約制(先着順)

『QRコード』は株式会社デンソーウェブの登録商標です。